

# 第 3 1 回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

上富良野町農業委員会

## 第31回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年1月17日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
10	長谷川裕見	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農業委員の辞任の同意について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

## 8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第31回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
2番 三好利和 委員に合わせ、ご唱和ください。

三好委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達しておりますので、これより第31回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、7番 井村昭次 君、8番 島田政志 君、を指名いたします。

---

議 長 日程第2 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第1号朗読。

1番、〇〇地区、所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑2筆、面積36,311㎡、農業経営基盤強化法による期間が平成33年11月30日までありましたが、平成28年12月2日付けで合意解約となりました。

2番、〇〇地区、所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑5筆、面積68,414㎡、農業経営基盤強化法による期間が平成33年11月30日までありましたが、平成28年12月2日付けで合意解約となりました。

3番、〇〇地区、所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、借主は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑9筆、面積65,773㎡、農業経営基盤強化法による期間が平成32年11月30日までありましたが、平成28年12月30日付けで合意解約となりました。

---

---

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

---

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。  
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年1月17日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

所7番、出し手は旭川市東光〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、用悪水路1筆、面積20,622㎡、売買です。〇〇〇〇さんの再処分です。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所7番について、提案に関する補足説明を願います。  
「5番 石橋信次 委員」

---

石橋委員 5番 石橋です。所7番について、補足説明いたします。

1月12日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、消防大会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 旭川市東光〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり田 112,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いたします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、諮問第1号 所7番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。  
平成29年1月17日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田12筆、面積131,797㎡、親子間によります経営移譲に伴う使用貸借です。

議案第1号2番について

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積17,958㎡、賃貸借です。農業経営基盤強化法による賃貸借に引続き1年間の賃貸借です。

議案第1号3番について

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。畑1筆、面積25,379㎡、賃貸借です。農業経営基盤強化法による賃貸借に引続き10年間の賃貸借です。

議案第1号4番について

出し手は中富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑4筆、面積31,703㎡、賃貸借です。農業経営基盤強化法による賃貸借に引続き10年間の賃貸借です。

---

議 長 議案第1号1番 について、提案に関する補足説明を願います。  
「8番 島田政志 委員」

---

島田委員 8番 島田です。議案第1号1番について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の 〇〇〇〇さん  
受け手 〇〇線〇〇号の 〇〇〇〇さん  
所在地は、〇〇地区〇〇線〇〇号になります。

息子さんの〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借となります。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議 長 議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号2番について、提案に関する補足説明を願います。

「3番 谷 忠 委員」

---

谷委員 3番 谷です。議案第1号2番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の ○○○○さん

受け手 ○○線○○号の ○○○○さん

所在地は、○○地区 ○○線○○号 ○○道路の南側 になります。

農業経営基盤強化法に基づく貸貸借が11月30日で終了しましたが、1年間の貸貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号3番 について、提案に関する補足説明を願います。

「10番 長谷川裕見 委員」

---

長谷川委員 10番 長谷川です。 議案第1号3番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の ○○○○さん

長谷川委員 受け手 ○○線○○号の ○○会社○○○○さん  
所在地は、○○地区 ○○線○○号になります。  
○○から○○へ抜ける道を上って行って右側の農地です。

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第1号4番について、提案に関する補足説明を願います。  
「5番 石橋信次 委員」

---

石橋委員 5番 石橋です。議案第1号4番について、補足説明いたします。

出し手 中富良野町○○線○○号の ○○○○さん

受け手 上富良野町○○線○○号の ○○○○さん

所在地は、○○地区、○○道路の南側、○○○○の牛舎がある少し手前の向かい側とその奥になります。

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第2号についてご説明いたします。  
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。  
平成29年1月17日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修  
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画に問題はないと考えます。  
審議資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積233㎡、〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積1,000㎡、〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積87㎡、面積合計1,320㎡です。目的はD型倉庫、作業スペース、農産物集積、農機具置場の建設です。  
D型倉庫の面積123㎡、作業スペースの面積664㎡、農産物集積の面積300㎡、農機具置場233㎡です。  
土地所有者及び転用者は、河西郡更別村字〇〇線〇〇番地〇〇の〇〇〇〇会社さん。  
期間は許可を受けた日から平成29年6月30日まで。  
前所有者は〇〇〇〇さんで、斡旋により〇〇〇〇(株)さんが売買により取得されました。  
〇〇〇〇さんの住宅の北側にD型倉庫が建っていたり、一部分は家庭菜園のように利用されていきました。本来であれば斡旋の前に分筆して進めるのが筋ですが、〇〇〇〇さんの強い要望により分筆しないまま斡旋になりました。受け手となった〇〇〇〇(株)さんが今後の土地の整理として分筆をされました。〇〇〇〇番〇〇から〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇を分筆して転用をすること。〇〇〇〇番〇〇は元々畑でしたが転用して農機具置場として使用したいとのこと。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「11番 井村悦丈 委員」

---

井村悦委員 11番 井村です。議案第2号について補足説明いたします。

転用者 河西郡更別村の〇〇〇〇会社さんで、〇〇〇〇さん宅地横の農地に倉庫、作業所農機具置場等を建設となりました。農地区分は農用地となりますが、農業用施設用地への用途変更も済んでおり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第6 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
議案第3号を事務局が説明いたします。「事務局」

---

事務局長 議案第3号についてご説明いたします。  
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。  
平成29年1月17日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

申請は、農業振興地域内の農用地区域内での一時転用、3年以内の火山灰採取となっています。もう一つは、第3種農地の一般住宅建設となっています。  
審議資料として、農地法第5条調書を添付してごさいますのでご覧願います。  
以下、内容を朗読。

1番、申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇の内、地目は畑、面積18,933㎡です。契約は使用貸借、目的は火山灰採取です。採取土量は85,280㎡。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は富良野市〇〇〇〇の(株)〇〇〇〇さん。一時転用の期間は平成29年5月1日～平成32年4月30日までの3年間です。  
2番、申請地区は〇町〇丁目、〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積323㎡です。契約は売買、目的は一般住宅建設です。  
一般住宅82㎡、通路144㎡、花壇48㎡、カーポート40㎡、土地の所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。工期は許可の日から平成29年8月15日までです。

---

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
「6番 佐藤良二 委員」

---

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第3号1番について補足説明いたします。

土地所有者、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、  
転用者、富良野市〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さんです。

所在地は〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん住宅の東側となります。  
火山灰採取での一時転用として、期間は3年間です。

慎重審議をよろしく願います。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 続いて議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。  
「3番 谷 忠 委員」

---

谷 委員 3番 谷です。議案第3号2番について補足説明いたします。

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、  
受け手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、  
一般住宅建設のため転用による売買です。

所在地は、〇〇〇〇の裏、〇〇道路沿いとなります。  
都市計画の用途地域内で、第3種の農地区分であり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願ひします。

---

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号2番について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 日程第7 議案4号「農業委員会委員の辞任の同意について」を議題といたします。  
議案4号を事務局より説明させます。

---

事務局長 議案第4号 農業委員会等に関する法律第13条に基づき、杉本隆一委員の辞任について、同意を求めるものです。提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

事務局長

本案は、委員の身分に関するものでありまして、杉本委員から1月5日付けをもって辞職願が会長に提出があったものでございます。

農業委員会等に関する法律では、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、委員辞任の要件としましては、「正当な事由があることと、農業委員会の同意」が必要とされております。なお、選挙委員については、選挙の要件を満たさなくなった場合は、失職することとなっております。

辞任の理由は、離農ということで、やむを得ないものであると判断されます。また、農業委員会の辞任の同意については、御本人を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うこととされております。

辞任が同意された場合の委員の補充につきましては、法律改正により、選挙の規定がなくなっており、新たな委員の補充はできないこととなります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

---

議 長

事務局より説明がありましたとおり、杉本委員より1月5日付けで辞任願の提出がありました。

杉本委員におかれましては、5年5ヶ月にわたり農業委員としての職責を果たされてまいりましたが、辞任願を受理し、本日総会にお諮りすることといたしました。

これから、議案第4号の質疑を行うことといたしますが、杉本委員につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

(杉本委員退席、退室)

それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、辞任について同意することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

---

議 長

続きまして、農業委員の欠員に伴う議席番号の取扱いについて、お諮りしたいと思っております。

考え方といたしましては、杉本委員の番号であります4番を欠番にするというものと、4番以降を繰り上げるという2通りの方法があると思われませんが、前例によりまして、4番をそのまま欠番とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議がないようですので、議席番号4番を欠番とさせていただきます。

※ 杉本委員の退席を解きます。

---

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第31回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

---

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告1件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時10分

---

上記第31回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年1月18日

上富良野町農業委員会長 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_

上富良野町農業委員 \_\_\_\_\_